

令和7年度菊陽町C I O補佐官業務委託 仕様書

菊陽町では、副町長を最高情報統括責任者（以下「C I O」という。）として、菊陽町デジタルファースト推進計画に基づき、デジタル技術を使った行政サービスの再構築や組織文化の刷新など大胆な変革を行い、それを住民の生活の質（Quality of Life: QOL）の向上につなげていくための取組を実施しています。

本業務は、C I Oを補佐するC I O補佐官の業務について、自治体D Xに関する施策面での助言や技術的支援を、外部の専門組織に委託するものです。

1 件名

菊陽町C I O補佐官業務委託

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

菊陽町役場ほか

4 委託項目

（1）デジタルを基盤としたまちづくりに対する助言・支援

菊陽町がデジタルを基盤とした新しいまちづくりを目指すに当たり、スマートシティの実現や新しい住民サービスの実装に向けた助言や支援を、I C T分野における世界や国内の最新のトレンドを踏まえて行うこと。

（2）デジタル行政に対する助言・支援

自治体D Xに関する国の動向や、菊陽町デジタルファースト推進計画の内容を踏まえ、本町の自治体D X推進（特に業務改革や働き方改革）に関する提言や助言を行うこと。具体的には、昨今のI C T技術のコモディティ化や高度化を踏まえ、庁内の業務をデジタルベースに変革するべく、B P Rに関する技術的助言や業務環境に関するハードウェアやロードマップの提案等を行うこと。

（3）その他提案事項

前2項に加えて、提案者が本町の自治体D X推進に資すると考える追加業務について、提案すること。

5 委託条件

（1）勤務形態

菊陽町役場執務室への常駐を基本とする。

(2) C I O補佐官の委嘱

業務体制は提案によるが、C I O補佐官としての任命は1名とする。

(3) 会議等

年間4回程度実施している菊陽町デジタルファースト推進本部会議において、助言や支援等の説明を行うこと。

6 成果物

(1) 業務報告書

業務月報（月次毎に、日付、作業者、従事内容を記載。）とともに、月次打合せ等のために作成した資料その他本町からの要請に応じ作成したものをまとめ、報告書とすること。

(2) 提案書類

4委託項目に係る助言や支援の内容を分野ごとにまとめ、提出すること。

7 納品時期及び納品形態

(1) 6(1)業務報告書については、令和8年3月31日までに提出すること。

(2) 6(2)提案書類については、令和7年10月末までに検討した内容を、令和7年11月中旬までにレジュメ程度の素案で提出し、仕上げたものは令和8年3月15日までに提出すること。

(3) 成果物は、PDF又はMicrosoft Office形式のデータとして、光学ディスク又はUSBフラッシュメモリに収めたものを1部納品すること。

8 業務の実施体制に関する要件

(1) 受託者は、業務に従事する体制を明確にし、契約時までに体制図を町へ提出すること。

(2) 受託者は、業務担当者を次のとおり業務遂行させること。

① 1日当たりの勤務時間については、受託者の勤務時間の例によることができる。

② 菊陽町役場以外に、受託者の事業所又は出張などにより異なる場所で業務を実施する場合は、町との協議に基づき柔軟に対応する。

9 その他

(1) 町の条例、規則等を遵守し、菊陽町デジタルファースト推進計画その他本町から提供する資料を踏まえ、本町の現状を把握した上で積極的に助言、支援を行うこと。

- (2) 業務体制に変更や見直しがある場合は、随時、報告を行うこと。
- (3) 着手時に業務スケジュールを提出し、随時、最新版に更新を行うこと。
- (4) 毎月1回、町と受託者の定例会議を行い、業務の進捗状況の報告及び受託業務内容に関する国等の最新動向の情報共有を行うこと。
- (5) 菊陽町役場において業務を履行する場合に必要な機器類は、貸与する。
- (6) 原則として再委託は認めないものとする。ただし、合理的な理由があり、事前に文書により町の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (7) 受託者は本契約の履行に当たり、履行中に知り得た情報（個人情報を含む。）を正当な理由なく他に開示し、又は自らの利益のために利用してはならない。契約終了後又は契約解除後においても同様とする。
- (8) 本業務の成果物の一切の権利は、本町に帰属し、受託者は、本業務の遂行に必要な場合を除き、町の承諾なく成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。
- (9) 本事業の実施に当たっては、本仕様書のほか個人情報保護法、労働基準法、雇用保険法、その他関係法令等を遵守すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、町及び受託者で協議の上決定する。